

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条第１項の規定に基づき提出された県立高田高等学校の耐震関連工事に係る住民監査請求についての監査結果は、次のとおりである。

奈良県監査委員	斎藤 信一郎
同	森田 康文
同	田尻 匠
同	小林 誠

第１ 監査の請求

１ 請求人

略

２ 請求書の提出日

令和２年９月２９日

３ 請求の要旨

監査請求書の内容から、請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

（１）措置要求事項

奈良県知事（以下「知事」という。）に対し、知事、県立高田高等学校（以下「高田高校」という。）の校長（以下「校長」という。）及び株式会社菊井組（以下「受注者」という。）に対し、令和元年度の高田高校の耐震関連工事として支払った合計１０,２２２,２００円の２割に当たる２,０４４,４４０円の損害賠償請求をするよう求める。

（２）請求の理由

ア 合理的な理由もなく分割発注された工事の概要

高田高校においては、平成３１年４月から令和２年３月までの間、受注者に次の工事を発注し、工事請負代金を支払った。

①旧英数研究室防音工事

（ア）契約日

令和元年５月１３日

（イ）契約金額

2,133,000円

(令和元年10月1日に、消費税の増額により、2,172,500円に変更。)

(ウ)支払日(支出命令日)

令和元年7月25日(同月31日支払済) 1,987,200円

令和2年1月27日(同月31日支払済) 185,300円

②旧国語研究室防音、間仕切り工事

(ア)契約日

令和元年5月13日

(イ)契約金額

496,800円

(ウ)支払日(支出命令日)

令和元年8月7日(同月16日支払済) 496,800円

③本館南面西側改修工事(樹木伐採)

(ア)契約日

平成31年4月18日

(イ)契約金額

1,879,200円

(ウ)支払日(支出命令日)

令和元年7月16日(同月24日支払済) 1,879,200円

④同窓会館前、玄関前スロープ植栽撤去工事

(ア)契約日

平成31年4月18日

(イ)契約金額

896,400円

(ウ)支払日(支出命令日)

令和元年7月16日(同月24日支払済) 896,400円

⑤仮設建屋建設・復旧工事

(ア)契約日

令和元年5月20日

(イ)契約金額

2,322,000円

(令和元年10月1日に、消費税の増額により、2,365,000円に変更。)

(ウ)支払日(支出命令日)

令和元年7月5日(同月19日支払済) 1,825,200円

令和2年1月27日(同月31日支払済) 539,800円

⑥仮設便所建設・復旧工事

(ア)契約日

令和元年5月20日

(イ)契約金額

2,494,800円

(令和元年10月1日に、消費税の増額により、2,541,000円に変更。)

(ウ)支払日(支出命令日)

令和元年7月5日(同月19日支払済) 1,820,880円

令和2年1月27日(同月31日支払済) 720,120円

以上の①～⑥の各工事「以下「本件の6件の耐震関連工事」という。）の契約は、いずれも地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に基づく随意契約（以下「少額随契」という。）の方法によっている。

イ 分割発注の違法性

法第234条の定めについて、「普通地方公共団体の締結する契約については、機会均等の理念に最も適合して公正であり、かつ、価格の有利性を確保し得るという観点から、一般競争入札の方法によるべきことを原則とし、それ以外の方法を例外的なものとして位置づけているものと解することができる。そして、そのような例外的な方法の一つである随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なくすみ、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、令第167条の2第1項は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとしたもの」と解される。（昭和62年3月20日の最高裁判所の判決）

そして、「法施行令167条の2第1項第1号が、少額契約の場合に随意契約によることができるとしたのは、予定価格が少額な場合にまで常に競争入札によるべきこととするのはかえって行政コストを増す結果となる上、少額の場合

合には、上記弊害による影響が少ないためと解される。したがって、普通地方公共団体が締結する工事の請負契約について、1個の契約として締結するのが通常と認められるにもかかわらず、複数の契約に分割して締結することによって、法令が随意契約によることができる場合を限定した趣旨を潜脱することになる場合には、（いかなる範囲の工事について1個の契約として締結するかにかかると）裁量の逸脱又は濫用があり、同号に該当しないものを随意契約の方法によったもの」と解すべきである。（平成24年6月22日の京都地方裁判所の判決他）

本件の6件の耐震関連工事は、いずれも高田高校の耐震化に関連した工事であり、施工場所、工期、工事の種類が相互に密接に関係しており、通常であれば1個の契約として締結されるのが通常と認められるものである。しかし、これをことさらに6個の契約に分割し、しかも、個々の契約金額が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」という。）第16条第1項第1号に係る250万円の枠に収めている。

本来1個の契約として締結すべき工事を、意図的に細分化することは、法又は令の趣旨を潜脱又は濫用するものである。

以上のことから、本件の6件の耐震関連工事に係る契約は令第167条の2第1項第1号に該当しないものを随意契約によったものである。

ウ 故意、重過失

①校長について

校長は、本件の6件の耐震関連工事に係る契約について、知事から支出負担行為の権限の委任を受け、契約を締結し、支出命令をした。

したがって、故意又は重大な過失により、財務会計法規に違反して本件の6件の耐震関連工事に係る契約を締結し、奈良県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償する必要がある。（法第243条の2第1項後段、同条第3項）

この点、本件の各工事の内容等に照らした場合、本来1件の契約として締結すべきことは一目瞭然であり、敢えて6個の契約に細分化し発注することが令第167条の2第1項第1号等の枠組みを潜脱することになる違法な「分割発注」に係るものであることは容易に認識できた。

さらに指摘すると、高田高校に関しては、平成31年4月22日の奈良県監査委員（以下「監査委員」という。）の定期監査において、「工事の不適切な分割発注について」として、監査委員から指摘を受けている。

以上の事実を鑑みると、校長に故意又は重大な過失が存在したことは明ら

かである。

なお、後述するように受注者と共同不法行為に基づく責任も負担する。

②知事について

知事は、予算の執行等の「財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者」に該当する。（昭和62年4月10日の最高裁判所の判決、法第148条、法149条）

知事は、校長に、その経費支出等の権限を委任している。しかし、委任を受けた職員の財務会計上の違法行為を阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失によりその補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときには、やはり、損害賠償義務を負うことになる。（平成5年2月16日の最高裁判所の判決）

知事は、校長が令第167条の2第1項第1号等の趣旨を潜脱する違法な「分割発注」を行うとしているにもかかわらず、敢えてこれを放置し、又は過失によって阻止しなかった。特に、平成31年4月22日の監査委員の定期監査の結果は知事に対しても報告されている（法第199条第9項）。

以上の事実に鑑みると、知事において、故意又は過失が存在したことは明らかであり、奈良県（以下「県」という。）に対し、損害賠償義務を負っている。

③受注者について

受注者は、高田高校に係る一連の工事を前年も受注しており、平成31年4月22日の監査委員の定期監査において、違法性を指摘されている。このときも、受注者が受注した工事は、不自然なくらい綺麗に250万円の枠に収まっていた。

本件の6件の耐震関連工事に係る契約においても、同様の手法を用い、受注者が全て受注している。

このような受注は、校長の単独の行為と考えるのは困難であり、むしろ受注者との共謀なしには実現しえないことである。しかも、令第167条の2第1項第1号等を潜脱することによる利益は、主に受注者に帰属していることはいうまでもない。

以上の点で、校長及び受注者は、共謀の上、県に不当な損害を与えており、少なくとも県に対する共同不法行為を構成する。

なお、以上の損害賠償請求に関しては、講学上の「真正怠る事実」にかかるものであり、住民監査請求にかかる期間制限を受けない。（平成14年7

月 2 日の最高裁判所の判決)

エ 違法な随意契約によって生じた県の損害

違法な随意契約が締結されたことによって、競争性が不当に喪失させられ、その分だけ工事請負代金が上昇したことになる。

その具体的な金額は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反に係る事例と同様に考えるのが相当である。ここで、高田高校が受注者と締結した各契約書においては、このような事例に係る損害として、請負代金額の 10 分の 2 に相当する金額を予定している。（各契約書の第 52 条）

したがって、本件の 6 件の耐震関連工事の契約金額の合計 10,222,200 円の 2 割に当たる 2,044,440 円が県の損害となる。

オ まとめ

以上により、県は、知事及び校長に対して、本件の 6 件の耐震関連工事の契約に関して、2,044,440 円の損害賠償請求権を有している。

4 請求人から提出された事実証明書

- (1) 令和 2 年監査年度における実地監査の結果について（報告）（令和 2 年 6 月 1 日付け高学第 50 号）
- (2) 監査結果報告書（平成 31 年監査年度 第 1 回）
- (3) 本件の 6 件の耐震関連工事に係る契約書（又は請書）

第 2 請求の受理

高田高校が、本件の 6 件の耐震関連工事に係る契約に基づいて工事請負代金を受注者に支払ったことによって県に損害が生じたとして措置を求める旨の請求のうち、令和 2 年 1 月 31 日に行った 3 件の工事請負費の支出（支出額合計 1,445,220 円）に係る請求は法第 242 条で定める要件を備えているので、これを受理し、その他の請求は、同条で定める要件を満たしていないので、これを却下する。

その理由は、次のとおりである。

法第 242 条第 2 項では、住民監査請求について、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されている。

この１年の期間の制限の趣旨について、平成１４年７月２日の最高裁判所の判決では、「財務会計上の行為は、たとえそれが財務会計法規に違反して違法であるか、又は財務会計法規に照らして不当なものであるとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るとしておくことは、法的安定性を損ない好ましくないことから、監査請求をすることができる期間を行為が完了した日から１年間に限ることとするものである。」と説明している。

本件の監査請求においては、表１の番号①～⑥で示す、本件の６件の耐震関連工事に係る契約に関する支出を対象としていると解される。

表１ 本件の監査請求において対象としている財務会計行為

番号	契約名	契約日	契約金額	支出日	支出額
①	旧英数研究室防音工事	[当初契約] 令和元年 ５月１３日	[当初契約金額] 2,133,000円	[部分払い] 令和元年 ７月３１日	1,987,200円
		[変更契約] 令和元年 １０月１日	[変更契約金額] 39,500円増額	[完成払い] 令和２年 １月３１日	185,300円
②	旧国語研究室防音、間仕切り工事	[当初契約] 令和元年 ５月１３日	[当初契約金額] 496,800円	[完成払い] 令和元年 ８月１６日	496,800円
③	本館南面西側改修工事 (樹木伐採)	[当初契約] 平成３１年 ４月１８日	[当初契約金額] 1,879,200円	[完成払い] 令和元年 ７月２４日	1,879,200円
④	同窓会館前、玄関前スロープ植栽撤去工事	[当初契約] 平成３１年 ４月１８日	[当初契約金額] 896,400円	[完成払い] 令和元年 ７月２４日	896,400円

⑤	仮設建屋建設・復旧工事	[当初契約] 令和元年 5月20日	[当初契約金額] 2,322,000円	[部分払い] 令和元年 7月19日	1,825,200円
		[変更契約] 令和元年 10月1日	[変更契約金額] 43,000円増額	[完成払い] 令和2年 1月31日	539,800円
⑥	仮設便所建設・復旧工事	[当初契約] 令和元年 5月20日	[当初契約金額] 2,494,800円	[部分払い] 令和元年 7月19日	1,820,880円
		[変更契約] 令和元年 10月1日	[変更契約金額] 46,200円増額	[完成払い] 令和2年 1月31日	720,120円

表1のとおり、本件の6件の耐震関連工事に係る契約に関する支出は9件で支出額合計は10,350,900円であるが、そのうち6件の支出、支出額合計8,905,680円は令和元年7月19日から同年8月16日までの間に行われており、これらの行為の日から1年を経過して監査請求（監査請求の日：令和2年9月29日）がされている。

法第242条第2項のただし書では、「正当な理由があるときは、この限りでない」としているが、平成14年9月17日の最高裁判所の判決では、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべき」としている。

本件の監査請求について検討すると、平成31年2月県議会提出議案の予算案の概要において、「事業名 高等学校耐震化等整備事業 31年度 1,681,007千円、耐震・大規模改修 改修 高田高校、耐震化完了までの安全確保 仮設校舎等の設置高田高校」などと記載されており、この予算案の概要は、県政情報センター及び県のホームページで確認できる。このように、令和元年度に県が高田高校の耐震改修関連工事を実施する旨、予算案の概要により一般の閲覧に供されていたことからみて、請求人は相当な注意力をもって調査すれば本件の6件の耐震関連工事に係る契約の存在及び内容を知ることができたと考えるのが相当である。

したがって、1年を経過して監査請求を行ったことについて「正当な理由」があるとは認められない。

また、請求人は、本件の監査請求に係る損害賠償請求権に関しては、講学上の「真正怠る事実」に係るものであり、住民監査請求に係る期間制限を受けない旨主張しているが、監査請求書全体の記述から、請求人が主張する本件の監査請求に係る怠る事実とは、校長が令第167条の2第1項の規定に反して受注者と工事請負契約を締結し、受注者に工事請負代金を支出したことにより、県に損害が発生し、そのため、校長、知事、受注者に対する損害賠償請求権という実体法上の請求権が県に存在するのに、その行使を怠っているとするものと解される。

このような怠る事実の監査請求について判断した、昭和62年2月20日の最高裁判所の判決によると、「当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもつて財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。」としている。

さらに、同判決では、「監査請求の対象を当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使という怠る事実として構成することにより同項の定める監査請求期間の制限を受けずに当該行為の違法是正等の措置を請求し得るものとすれば、法が同項の規定により監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるものといわざるを得ない」としている。

請求人が主張する、「真正怠る事実」に係る監査請求について説明した平成14年7月2日の最高裁判所の判決で示す「被上告人による談合、これに基づく被上告人B電機の入札及び県との契約締結が違法の評価を受けるものであること、これにより県に損害が発生したことなどを確定しさえすれば足りるもの」という判断は、公正取引委員会が独占禁止法違反を認定し、課徴金の納付命令が出されていること等が前提となっているが、本件の監査請求における上記の怠る事実については、そのような前提を欠いている。それにもかかわらず、本件監査請求について、期間制限を適用しないこととなると、上記の昭和62年2月20日の最高裁判所の判決が示すとおり、法が同項の規定により監査請求に期間制限を設けた趣旨が没却されるものといわざるを得ない。

したがって、同判決が示すとおり、本件の監査請求の怠る事実に係る請求権の発生原因である当該行為のあった日又は終わった日を基準として同項の期間制限が適用されるべきものと認められる。

以上のことから、高田高校が、本件の６件の耐震関連工事に係る契約に基づいて、令和元年７月１９日から同年８月１６日までの間に行った工事請負費の支出（支出額合計８,９０５,６８０円）に係る請求については、法第２４２条第２項に定める要件を満たしておらず不適法である。

第３ 監査の実施

１ 請求人の証拠の提出及び陳述

法第２４２条第７項の規定による証拠の提出及び陳述の機会については、請求人代表者から辞退する旨の申出があった。

２ 監査対象事項

本件の監査請求の監査に当たっては、①旧英数研究室防音工事の完成払いの支出（１８５,３００円）⑤仮設建屋建設・復旧工事の完成払いの支出（５３９,８００円）⑥仮設便所建設・復旧工事の完成払いの支出（７２０,１２０円）を対象とした。

３ 監査対象部局

教育委員会（教育委員会事務局（企画管理室、学校支援課）、高田高校）

４ 監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等

監査対象部局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、令和２年１０月２９日に説明を聴取するなどした。

監査対象部局から提出を受けた監査資料及び監査対象部局の説明の内容等は、おおむね次のとおりである。

（１）耐震補強事業について

ア 耐震補強事業の経緯

平成７年度に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）が制定され、地方公共団体に公共施設における耐震改修の努力義務が規定された。

県では、平成１７年度に「奈良県耐震改修促進計画」が策定され、県立学校における建築物については、平成２０年度には耐震診断が概ね完了し、その後、本格的な耐震補強工事（以下「耐震工事」という。）の設計に着手の上、工事を実施しており、特に平成２５年度から平成３０年度までの間は「耐震化整備集中期間」として耐震化を推進していた。

県立高校の耐震化未完了建築物の耐震化対策については、平成３０年度に策定した「県立高等学校適正化実施計画」において、令和４年度までに完了させ

ることとしており、高田高校については、令和3年度に耐震化を完了させる旨、対外的に説明している。

イ 耐震工事の進め方

学校施設における耐震工事は、学校運営上の負担を考慮し、可能な限り夏季休業期間を中心に実施する。

そのため、耐震工事は、工事実施年度の前年度の1月～3月に入札等の契約手続を行い（債務負担行為を設定）、3月末頃に契約を締結し、着工（仮設事務所設置、仮囲い等の準備工含む）が5月～6月頃となる。

学校施設の配置状況、学校運営上の必要性、その他耐震工事の規模や期間によっては、耐震工事の着工前又は着工後速やかに、耐震工事の支障となる樹木や倉庫の除去、耐震工事中に使用できなくなるトイレや教室の確保、教室の防音対策等が必要となる場合がある。

このような耐震関連工事は、耐震工事の着工前又は着工後速やかに完了させておく必要があり、契約手続の期間や一般的な工期を勘案すると非常にタイトなスケジュールとなる。（工事案件の件数や規模によっては、競争入札に付した場合、工期の短さなどから入札不調のおそれが懸念され、入札不調となると耐震工事の着工、完了に遅れが発生する。）

学校運営（授業カリキュラム・学校行事・生徒の安全確保等）の関係で、耐震関連工事の着工時期やその工事の仕様を契約手続の直前まで決定できないことが多く、耐震関連工事の契約手続の時期は、4月～5月頃になることが多い。

ウ 学校支援課と学校の役割分担

従来、基本的に、耐震工事は学校支援課が対応し、耐震関連工事は学校の実情を細やかに反映できるよう学校が対応してきた。

ただし、工事請負契約について、学校長に契約締結権限が委任されているのは、1件当たり300万円未満の契約であり、この委任の範囲に収まらない場合は学校支援課が契約手続をすることになるが、本件の6件の耐震関連工事に係る契約については、当時は、学校支援課、高田高校ともに、工事場所が異なる場合等は個々の契約として発注、契約できると認識していたため、それぞれ予定価格が1件当たり300万円未満であったことから、高田高校で発注、契約した。

(2) 本件の6件の耐震関連工事に係る契約の概要

①旧英数研究室防音工事

工事場所：管理教室棟（22）の旧英数研究室

工事内容：音楽室の機能を旧英数研究室で代替するための防音設備工事

契約理由：耐震工事に伴い使用不能となる部分の代替室の整備が必要なため

契約相手：（株）菊井組

契約方法：少額随契（４者に見積依頼、３者が見積書を提出）

契約金額：2,172,500円（変更前：2,133,000円）

契約期間：令和元年５月１３日から同年１２月２７日

契約日：令和元年５月１３日（当初契約）、同年１０月１日（変更契約）

②旧国語研究室防音、間仕切り工事

工事場所：管理教室棟（22）の旧国語研究室

工事内容：国語研究室を選択科目用講義室、生徒会室に代替するための間仕切り設置、防音設備工事

契約理由：耐震工事に伴い使用不能となる部分の代替室の整備が必要なため

契約相手：（株）菊井組

契約方法：少額随契（４者に見積依頼、３者が見積書を提出）

契約金額：496,800円

契約期間：令和元年５月１３日から同年６月２日

契約日：令和元年５月１３日（当初契約）

③本館南面西側改修工事（樹木伐採）

工事場所：本館（管理教室棟（23））南面の西側周辺

工事内容：資材置き場・廃棄物貯留スペースを確保するため、同箇所の樹木・藤棚等の撤去工事

契約理由：耐震工事準備として、工事着工後に支障となる本館南面西側周辺の藤棚撤去及び周辺樹木伐採が必要なため

契約相手：（株）菊井組

契約方法：少額随契（４者に見積依頼し、３者が見積書を提出）

契約金額：1,879,200円

契約期間：平成３１年４月１８日から同月２６日

契約日：平成３１年４月１８日（当初契約）

④同窓会館前、玄関前スロープ植栽撤去工事

工事場所：同窓会館前、玄関前スロープ

工事内容：現場事務所等の設置スペースを確保するため、同窓会館前及び玄関前ス

ロープの植栽の撤去工事

契約理由：耐震工事に伴う、資材置き場・現場事務所設置のための耐震工事棟周辺の植栽撤去が必要なため

契約相手：（株）菊井組

契約方法：少額随契（４者に見積依頼し、３者が見積書を提出）

契約金額：896,400円

契約期間：平成３１年４月１８日から同月２６日

契約日：平成３１年４月１８日（当初契約）

⑤仮設建屋建設・復旧工事

工事場所：普通特別教室棟（20-1）の北側

工事内容：耐震工事棟の備品類で、一時保管場所（旧高田東高校）への移動になじまないもの（副教材（保管ロッカー含む）、家庭科ミシン、音楽譜面立て等の常時授業や部活動で利用する備品類）の一時保管場所の設置工事

契約理由：耐震工事に伴い移動が必要となる備品類の保管場所の設置が必要なため

契約相手：（株）菊井組

契約方法：少額随契（４者に見積依頼し、３者が見積書を提出）

契約金額：2,365,000円（変更前：2,322,000円）

契約期間：令和元年５月２０日から同年１２月２８日

契約日：令和元年５月２０日（当初契約）、同年１０月１日（変更契約）

⑥仮設便所建設・復旧工事

工事場所：管理教室棟（22）の北側

工事内容：仮設校舎を使用する生徒のトイレまでの動線が長くなるため、付近（保健室前）にトイレを確保するための仮設トイレの設置工事

契約理由：仮設校舎の設置に伴い仮設トイレの設置が必要となったため

契約相手：（株）菊井組

契約方法：少額随契（４者に見積依頼し、３者が見積書を提出）

契約金額：2,541,000円（変更前：2,494,800円）

契約期間：令和元年５月２０日から同年１２月２８日

契約日：令和元年５月２０日（当初契約）、同年１０月１日（変更契約）

(3) 本件の６件の耐震関連工事の予算要求等の状況

ア 予算要求等に係る対応

平成30年8月末頃に、県有施設営繕課から、平成31年度に「管理教室棟(23)」の耐震工事を実施する旨伝達があり、この耐震工事を円滑に執行するため、高田高校において、必要となる耐震関連工事について計画した。

平成30年9月4日に、高田高校は、耐震関連工事の予算要求をするため、受注者から参考見積書を徴取し、学校支援課に提出した。

平成30年10月から平成31年1月にかけて、学校支援課は、高田高校が翌年度に計画している耐震関連工事とその見積額を確認し、学校支援課が担う耐震工事と合わせて平成31年度当初予算として、学校支援課が予算要求の手続を行った。

この際、従来、基本的に耐震工事は学校支援課で対応し、耐震関連工事は学校の実情を細やかに反映できるよう高田高校で対応するものと双方認識していたため、学校支援課は、次年度の耐震関連工事に係る契約方法等についての確認はしなかった。

学校支援課が担う耐震工事については、平成31年1月23日に入札を公告し、同年3月28日に工事請負契約を締結した。

平成31年3月15日に、学校支援課から高田高校に対して、耐震関連工事の予算の令達上限額（工事請負費分として25,422千円）を通知した。

イ 予算の令達に係る対応

高田高校から、本件の6件の耐震関連工事に係る予算の令達要求に際して、当該工事に係る見積書、工事内容等を確認できる資料が提出され、学校支援課は、予算の範囲内であるか、事務委任の範囲内（工事請負の場合、1件300万円未満）であるかなどの確認を行った。

従来、耐震工事は学校支援課が発注し、耐震関連工事は学校の実情を細やかに反映するため学校が発注するとしていたこともあり、学校支援課は、事務委任の範囲内であれば、学校長（かい）に契約締結権限が委任されているため、本件の6件の耐震関連工事の入札・随意契約（随意契約理由等を含む）などの契約手続については確認しなかった。

そして、本件の6件の耐震関連工事については、学校支援課も、同工種・同時期の工事であっても、「工事場所が異なるもの」については、それぞれ区別できるものと認識していたため、学校支援課から不適切に個々の工事として発注・契約することを是正させるような指導を行わなかった。

また、本件の6件の耐震関連工事については、6件とも工事着手がなされた後に高田高校から予算の令達要求の資料が提出されており、いずれも見積の開札日に遡って予算の令達手続の処理を行った。

これらの事務処理手続は不適切であったため、今後、是正を図っていく。

(4) 本件の6件の耐震関連工事を個々の契約として少額随契をしたことについて

ア 個々の契約として少額随契をした理由

学校運営上の負担から、耐震工事は、可能な限り夏季休業期間を中心に実施することとしており、そのため、耐震関連工事については、令和元年度（平成31年度）予算の執行が可能となる平成31年4月1日以後に契約を締結した上で、耐震工事の着工前（令和元年5月10日）又は着工後速やかに工事を完了しておく必要があった。

当時、高田高校は、耐震関連工事を一体的発注で入札を行った場合、工期が非常にタイトであることから業者の応札がなく入札不調のおそれがあるのではないかと懸念した。そして、入札不調により、耐震関連工事の着工・完了が遅れ、その影響を受け、耐震工事の着工・完了が遅れてしまうことを懸念した。

また、各仕様の確定には、次表のとおり、授業カリキュラム等を考慮する必要があったこと、耐震工事の施工業者との調整が必要であったことなどにより、全ての工事の仕様等を同時決定することは困難であった。

そのため、高田高校は、耐震工事に影響しないよう、耐震関連工事の仕様が決まったものから順次発注することとした。

工 事 名	①旧英数研究室防音工事 ②旧国語研究室防音、間仕切り工事	③本館南面西側改修工事(樹木伐採) ④同窓会館前、玄関前スロープ植栽撤去工事	⑤仮設建屋建設・復旧工事 ⑥仮設便所建設・復旧工事
順次 発注 した 理由	どの教室を代替教室に充てるかについて、一旦決まっていたものの、学校長、教頭ともに異動となり、改めて方向性及びカリキュラムとの整合性を確認の上での仕様決定となり、4月5日に見積もりを依頼することができなかった。	工事車両等の通行が始まる耐震工事の着工（5/10）までに完了させる必要があった。	耐震工事の工事動線を考慮の上、仮設便所・倉庫を利用する生徒・教員の利便性に配慮した箇所に設置する必要があるため、4月下旬まで設置箇所・仕様等を決定できなかった。

日 程	4／15 仕様決定 見積競争依頼	4／5 仕様決定 見積競争依頼	4／22 仕様決定 見積競争依頼
	5／13 契約	4／18 契約	5／20 契約
	6／1 着工	4／22 着工	5／21 着工
	6／2 仮設完了検査① 完了検査②	4／26 完了検査	5／31 仮設完了検査⑤ 6／10 仮設完了検査⑥

なお、高田高校は、平成31監査年度の定期監査（予備監査：平成30年12月11日、委員監査：平成31年4月22日）で、平成29年度及び平成30年度の耐震関連工事に関して、「工事の不適切な分割発注について」として監査委員から指摘を受けていたが、高田高校では、この指摘の本旨を理解せず、この際に指摘を受けた工事が、仮設トイレを設置するに当たり仮設建屋の建築工事と便器、配管の設置工事を工種が異なる（建築工事と設備工事で異なる）ことを理由として個々に発注、契約したものであったことから、同時期の同場所の工事について工種を分けて発注・契約することは不適切であるが、同時期の同工種の工事について工事場所ごとに個々に発注、契約することは問題がない旨都合良く解釈した。

そのため、本件の6件の耐震関連工事の発注、契約に当たり、関係法令の規定との合規性等について、会計局、監査委員事務局、教育委員会事務局に問い合わせるなどしての調査、検討をすることなく、6件の工事として個々に発注、契約することに理由があると誤解して考え、6件の個々の工事の契約としてそれぞれ少額随契の方法により契約を締結した。

また、学校支援課は、上記の定期監査の委員監査に立ち会った企画管理室の職員を通じて、その翌日には上記の監査結果の内容を把握していたが、当該指摘の内容等について高田高校に確認をしておらず、本件の耐震関連工事の契約手続についても、同様の問題がないかどうかの調査、検討をしていなかった。

イ 本件の6件の耐震関連工事について、令和2監査年度の定期監査で監査委員から指摘を受けたことについて

(ア) 監査委員の指摘内容

令和2年5月18日の定期監査において、①旧英数研究室防音工事と②旧国語研究室防音、間仕切り工事については、「工事場所が隣接し、同種工事で契約日が同一であることなどから、密接に関連していて一体的発注が妥当

と考えられ、競争入札に付すべき工事を２件に分割し、分割した各工事の予定価格が随意契約によることができる場合の上限額２５０万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により契約を行っている案件」が不適切な分割発注として、また、③本館南面西側改修工事(樹木伐採)と④同窓会館前、玄関前スロープ植栽撤去工事、⑤仮設建屋建設・復旧工事と⑥仮設便所建設・復旧工事については、それぞれ「隣接していないが、校内の同種工事で契約日、工期が同一で、一体的発注が可能ではないかと思われる案件」として、監査委員から指摘を受けた。

(イ) 監査委員の指摘内容を踏まえた再発防止策

a 高田高校の再発防止策

令和２年５月１８日の定期監査においても不適切な分割発注の指摘を受けるに至り、平成３１監査年度の定期監査において指摘を受けた時点で、監査での指摘の本旨を十分に理解せず、学校の都合の良ように解釈し、令和元年度の耐震関連工事の契約手続について、問題がないかなどの確認、調査、検討を行うことをせず、その結果誤認してしまったことを深く反省し、法第２３４条第２項の規定及びその趣旨を踏まえ、再発防止を図っていききたい。

高田高校として、上記の監査の指摘を真摯に受け止め、密接に関連し、一体的発注が検討できる契約案件については、適宜、教育委員会事務局担当課と相談、協議の上で業務を進めていきたいと考えている。

契約事務手続において、事務長、係長、事務職員間での複数人によるチェックを徹底し、業者選定に当たっても建設業・契約管理課の入札参加資格業者名簿を活用するなどにより、競争性、公正性を担保していきたいと考えている。

b 学校支援課の再発防止策

平成３１監査年度の定期監査において、高田高校が受けた監査の指摘内容を、学校支援課が把握した時点で、高田高校に対して令和元年度に実施する耐震関連工事の契約手続に同様の問題がないかなどの確認を行い、今回のような不適切な契約手続を未然に防止すべきであったと考えている。

平成３１監査年度の定期監査において、高田高校が工事の不適切な分割発注等について指摘を受けたことを踏まえ、学校支援課長から令和２年４月１７日付けで、各学校において契約事務の適正な執行を図るよう注意喚

起を行うため文書を発出し、特段の理由がないのに、「密接に関連し、一体的な発注をすべき契約案件」を不適切に分割して発注することのないよう注意喚起した。

さらに、令和２監査年度の定期監査において、本件の耐震関連工事について指摘を受けたことから、再発防止対策として現在、次の対応を検討している。

- ・ 県立学校の事務長、事務職員、教育委員会事務局職員に対する会計事務・契約事務手続等に関する研修（会計局と連携して実施予定）
- ・ 学校長に対して、県立学校長会において、契約事務に関する注意喚起
- ・ 会計事務・契約事務手続等に関するマニュアルの作成、周知
- ・ 耐震関連工事の学校支援課発注（事務委任の範囲の徹底）と組織・人員体制の拡充
- ・ 予算要求・予算編成段階における次年度事務執行の調整、協議体制の構築
- ・ 学校での調達手続開始前における学校支援課との調整、協議の徹底
- ・ 予算の令達要求時期の遅延防止の徹底 等

(5) 本件の６件の耐震関連工事は、本来１個の契約として締結すべきであったのに意図的に細分化した違法な契約である旨の請求人の主張について

請求人は本件の６件の耐震関連工事を一体で発注、契約すべきであった旨主張するが、前記（４）のＡのとおり、６件をまとめて一体的な発注を行うことは困難であった。

しかし、令和２監査年度の定期監査の結果として、監査委員が指摘するとおり、①旧英数研究室防音工事及び②旧国語研究室防音、間仕切り工事についてはそれぞれ工事箇所も隣接していることから、この２件の工事を一体で発注、契約すべきであったし、③本館南面西側改修工事(樹木伐採)及び④同窓会館前、玄関前スロープ植栽撤去工事並びに⑤仮設建屋建設・復旧工事及び⑥仮設便所建設・復旧工事についても、それぞれ２件の工事を一体で発注、契約することが可能であったと考えている。

(6) 本件の６件の耐震関連工事の少額随契によって県に損害が生じているとする旨の請求人の主張について

Ａ 請求人が主張する契約書第５２条に基づく損害賠償請求について

請求人が主張する契約書第５２条は、独占禁止法等の規定に基づく談合等の不当な取引制限に対する措置命令等を受注者が受けて、契約解除を行った場合

に適用されるものと認識している。

本件では、独占禁止法に基づく措置命令等がなされていないため、契約書第52条が規定する場合には当たらず、請求人の主張には合理性がないと認識している。

イ 少額随契をした結果としての県の損害の有無等についての検証について

請求人が主張しているとおり、本件の6件の耐震関連工事を一体的な発注を行う場合は、学校長（かい）に契約締結権限が委任されている金額を超えるため、学校支援課が競争入札を執行し、契約を締結することとなる。

学校支援課が競争入札を行う場合、予定価格の決定に当たって、本件の耐震関連工事のような比較的小規模な工事で、基本・実施設計書を作成しない場合は、業者から参考見積を徴取し、その規格、数量、単価等を参考に決定することとなる。

今回、高田高校が受注者から徴取した見積書に記載の規格・数量・単価等を参考に、仮に学校支援課が本件の6件の耐震関連工事を1件の工事として入札を行った場合に想定される予定価格（以下「想定予定価格」という。）及び最低制限価格（以下「想定最低制限価格」という。）を算定し、実際の契約金額と比較計算を行う手法で、県の損害の有無について検証した。

その手順及び結果は次のとおりである。

(ア) 想定予定価格及び想定最低制限価格の算定の手順

- ① 想定予定価格を算定するため、受注者が見積書に記載した規格・数量・単価を参考にした。その際、受注者が計上した諸経費項目（仮設工事項目含む）は除外し、「直接工事費の合計額」を算出。
- ② 「直接工事費の合計額」を、建築工事の共通費計算シートに入力し、「県の積算による共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）」を算出。
- ③ 「直接工事費の合計額」＋「県の積算による共通費」に消費税相当額（10%）を乗じて想定予定価格を算定し、最低制限価格計算シートに「直接工事費の合計額」と「県の積算による共通費」を入力し、想定最低制限価格を算定。

(イ) 実際の契約金額と想定最低制限価格の比較計算の結果

本件の6件の耐震関連工事の実際の契約金額（少額随契による）の合計と、仮に学校支援課で1件の工事として入札を行った場合の想定最低制限価格を

比較したところ、次のとおり、本件の６件の耐震関連工事の実際の契約金額の方が921,900円下回っていることから、少額随契の方法により契約を締結したことによって県に損害が生じてはいないと認識している。

＜比較計算の内容＞

A 実際の契約金額の合計額 : 10,350,900円

B １件の工事として入札した場合の想定最低制限価格（想定 : 11,272,800円
契約金額）

$B - A = 921,900$ 円となり、実際の契約金額の合計が想定最低限価格を下回る。

(7) 校長が、本件の６件の耐震関連工事を違法に少額随契したことについて、故意又は重大な過失がある旨の請求人の主張について

前記のとおり、当時、高田高校は、同時期の同場所の工事について工種を分けて発注することは不適切であるが、同時期、同工種の工事について工事場所を分けて個々に発注することは問題ないと誤認していた。

そのため、高田高校は、耐震工事に影響しないよう、耐震関連工事の仕様が決まったものから発注する必要があったという事情を背景に、例えば、平成３１年４月１８日の同一日に、③本館南面西側改修工事と④同窓会館前、玄関前スロープ植栽撤去工事の同工種のものを、工事場所が異なることをもってそれぞれ個々に発注できると誤認して、それぞれ契約を締結したものであり、校長が故意にそれぞれ２件の工事を一体として発注、契約しなかったわけではない。

しかし、平成３１監査年度の定期監査での指摘の本旨を十分に理解せず、学校の都合の良いように同時期、同工種の工事について工事の場所ごとに個々に発注することは問題ないと解釈し、本件の６件の耐震関連工事の契約手続について、合規性・妥当性等に問題がないかなどの確認・検証を行わなかったこと、また、平成３１監査年度の定期監査（平成３１年４月２２日）で監査委員から指摘を受けたことを踏まえると、本件の６件の耐震関連工事について、２件は既に契約締結後であったものの、他の４件は契約締結前であり、その時点で、会計局、監査委員事務局、教育委員会事務局等に契約手続について問題がないかを確認していれば、少なくともこの４件の不適切な契約手続については未然に防止できたと思料されること、さらに、同監査の予備監査の実施後（平成３０年１２月１１日）や、予備監査の結果の報告を受けた後（平成３１年３月８日）に、速やかに本件の６件の耐震関連工事の契約手続について問題ないか確認、検証を行っていれば、不適切な契約手続について未然に防止できたと思料されることから、過失につい

ては否定できないと考えている。

- (8) 知事は、校長が違法な少額随契を行うことを阻止すべき指揮監督上の義務があるのに、故意・過失によりこの義務に違反した旨の請求人の主張について

教育委員会には、法上、予算調製権、予算執行権、予算議案提出権（法第180条の6）はないが、奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号。）第3条において、教育委員会に係る経費のうち知事が定めるものの支出負担行為については教育次長（教育委員会事務局企画管理室長事務取扱）に事務委任されている。

一定金額以内の契約案件（工事請負契約については1,000万円未満）については、教育次長が最終決裁権者となっている。なお、本件の6件耐震関連工事の契約は校長に委任されており、校長が最終決裁権者であり、決裁手続きは、校長の決裁で完結している。

したがって、本件の6件の耐震関連工事に係る契約の事務手続について、実務上、知事は了知することができなかった。

また、請求人は、平成31監査年度の定期監査における高田高校の指摘について、知事は監査委員から報告を受けていた旨主張するが、知事が監査委員から同監査の結果の報告を受けたのは令和元年9月である。本件の6件の耐震関連工事は、平成31年4月から令和元年5月までの間に契約が締結されていることから、その後に監査委員からの報告を受けた知事に是正等の指導を行う余地はなかった。

以上のことから、請求人の主張は合理性がないと認識している。

なお、平成31監査年度の定期監査において高田高校が監査委員から指摘を受けたことを踏まえ、知事から一定の支出負担行為等の権限を委任された教育委員会事務局として、学校支援課長から、令和2年4月17日付けで各学校において契約事務の適正な執行を図るよう注意喚起を行うため文書を発出している。また、平成31監査年度の定期監査及び令和2監査年度の定期監査における監査委員の指摘を踏まえ、これまでの「基本的に耐震工事は学校支援課が対応、耐震関連工事は学校の実情を細やかに反映できるよう学校が対応」という認識を改め、耐震関連工事であっても一体発注が妥当なものについて、金額が工事請負にあっては300万円超となるものについては、学校支援課が発注することとしている。

- (9) 校長及び受注者は、共謀の上、県に不当な損害を与えており、県に対して共同不法行為を行った旨の請求人の主張に対する見解

高田高校に関する受注者の取引の実績について、現存する書類では昭和59年

に中庭トイレの建設工事を行わせているほか、同校の勤務経験者からの聞き取りにおいても、昭和61年時点で既に雨漏りの修理等を発注しており、小規模の工事を要するものについて多くの工事を受注者に発注していたことを確認しており、受注者は少なくとも30年以上にわたり同校の学校施設の修繕を行ってきた。

また、高田高校で工事を計画する際に、予算要求時の工事所要額の積算、発注時の仕様書作成等が必要となるが、学校には建築・機械電気設備の技術職員がいないため、建築、設備工事の技術的知見が必要となる情報（想定される工期、設計数量等）については、大和高田市内の建築・設備業者等から聞き取り等を行うことがあり、本件の6件の耐震関連工事については、過去に本校の修繕、小規模工事を担った受注者から必要となる情報について聞き取り等を行った。

以上のとおり、受注者は高田高校の修繕、小規模工事を行ったことがあり、高田高校は工事所要額の積算、発注時の仕様書作成等に当たり技術的知見が必要となる情報について、受注者から聞き取り等を行ってきたことは事実であるが、本件の6件の耐震工事に係る契約について、請求人が主張するような、校長と受注者が共謀して違法な少額随契の方法で契約を締結したという事実はない。

第4 監査結果

本件の住民監査請求の監査の結果を次のとおり決定した。

本件の住民監査請求の監査対象事項に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 各論点及び監査委員の判断

- (1) 本件の6件の耐震関連工事は、いずれも高田高校の耐震化に関連した工事であり、1個の契約として締結されるのが通常であるのに、意図的に分割した法又は令の趣旨を潜脱し、又は濫用する違法な契約である旨の主張について

ア 地方公共団体の契約方法に関する法令の規定等について

法第234条第1項では、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結する」とし、同条第2項では、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」としている。

これは、地方公共団体の契約事務の執行に当たり、公正性を確保するとともに、機会均等の理念に最も適合し、かつ、経済性を確保するという点から、一般競争入札を契約方法の原則とし、随意契約等の他の方法は、その例外として法が位置づけたものと考えられ、昭和62年3月20日の最高裁判所の判決

では同趣旨の説明がされている。

そして、同条第2項の委任を受けた令第167条の2第1項第1号を受け、契約規則第16条第1項において、少額随契ができる範囲について、「工事請負契約の場合は250万円以内」とする旨定められており、また、奈良県会計局長通知「随意契約の締結に関する取扱基準」の別表の留意事項において、「第1号を適用するため、作為的に分割発注はできない。」と明記されている。

以上のことから、本件の耐震関連工事について、知事から権限の委任を受けた校長が1件の工事ではなく、6件の個々の工事として少額随契の方法で契約を締結したことに、上記の法令等の規定及びその趣旨に照らして合理性があるのかどうかを検討する。

イ 本件の6件の耐震関連工事を1件の工事として発注、契約すべきであった旨の請求人の主張について

請求人は、本件の6件の耐震関連工事をまとめて1件の工事として発注、契約すべきであった旨主張しているが、監査対象部局の説明によると、校長が本件の6件の耐震関連工事を1件の工事として発注、契約することとしなかった理由は、授業カリキュラム等を考慮する必要性や耐震工事の施工業者と調整する必要性があり、全ての耐震関連工事の仕様等を同時に決定することは困難な状況の中で、耐震関連工事の契約手続の遅れなどが、耐震工事の着工、完成の遅れに繋がることを懸念したため、仕様が確定したものから順次発注手続を行ったとしている。

学校運営上の負担を考慮する点から、耐震工事は、可能な限り夏季休業期間を中心に実施することとされていることから、学校運営を統括する校長が、本件の6件の耐震関連工事の仕様を一体として確定させることを待つことに伴い生ずる当該工事の発注、契約の遅れが、耐震工事の着工、完成等の遅れにつながることを回避したいと考えたことについては、相応の理由があると認められ、校長が6件の工事を1件の工事として発注、契約しなかったことについては、不合理とは認められない。

したがって、本件の6件の耐震関連工事を1件の工事として発注、契約すべきであったとする旨の請求人の主張は理由がないと判断する。

ウ 本件の耐震関連工事を6件の個々の契約として発注、契約したことについて

上記イのとおり、当時、本件の6件の耐震関連工事を1件の工事として発注、契約しなかったことについては不合理とは認められないが、令和2監査年度の

定期監査で監査委員が指摘したとおり、また、監査対象部局の説明のとおり、本件の6件の耐震関連工事は、順次、2件ずつ、同一日に見積依頼や契約の締結をするなどしているのであるから、それぞれ2件の工事を1件にまとめて、計3件の工事として発注、契約すべきであり、又は発注、契約することが十分可能であったと認められる。

本件の6件の耐震関連工事のうち、①旧英数研究室防音工事については、②旧国語研究室防音、間仕切り工事との関係で、隣接する2つの教室の内装工事であり、②の工事で設置した間仕切りが不要になった段階で①の工事で撤去するなど相互に密接に関連しており、個々の工事として少額随契の方法により契約を締結したことは、合理性に欠け、上記の法令等の規定及びその趣旨に照らして著しく妥当性に欠けていると認められる。

次に、⑤仮設建屋建設・復旧工事及び⑥仮設便所建設・復旧工事については、それぞれ管理教室棟を挟んで校内の別箇所の仮設建屋又は仮設便所の建設等の工事ではあるものの、工種は同じであり、個々の工事として実施すべき特段の事情も認められないので、個々の工事として少額随契の方法により契約を締結したことは、合理性が十分にあるとはいえず、上記の法令等の規定及びその趣旨に照らして妥当性に欠けていると認められる。

高田高校が上記のような不適切な契約手続をしたことについて、令和2監査年度の高田高校の定期監査の結果として監査委員が指摘したところであるが、高田高校は、監査委員から、平成31監査年度の定期監査において、「工事の不適切な分割発注について」として指摘を受けていたのに、本件の耐震関連工事の契約手続を進めるに当たり、その合規性、妥当性等について、会計局に問い合わせるなどの通常考えられる調査、検討を行っていなかった。

また、教育委員会事務局学校支援課は、上記の定期監査の委員監査に立ち会った同企画管理室の職員を通じて、翌日には上記の監査結果の内容を把握していたのに、速やかに高田高校に問い合わせ、本件の耐震関連工事の契約手続についても同様の事態がないか確認したり、合規性、妥当性等について調査、検討を指示したりすることを行っていなかった。

上記のとおり、不適切な契約手続の一部を容易に防止することが可能であったのに、契約手続の合規性、妥当性等について、高田高校、学校支援課ともに必要かつ十分な調査、検討を行わなかったことは、本件の事態の主な発生原因として、教育委員会において、組織として会計法令等を遵守して適正に会計事務を行うことについて認識が欠けていたという問題があったことを示していると認められ、適切とは認められない。

さらに、前記のとおり 2 件の工事を一体として 1 件の契約とした場合、かいの契約締結に関する事務の委任に係る限度額である 300 万円を超えて予算令達が行われていることになるなど、教育委員会事務局において、予算要求や予算令達の過程で、工事内容や契約方法等の確認を十分に行っていなかったことも本件の事態の一因であると認められる。

本件の監査の過程で、監査対象部局から、本件の不適切な事態を生じさせたことについて反省し、再発防止に取り組みたい旨の説明があったが、監査対象部局において、契約事務の適性化に向けた実効性のある取組を推進する必要があると認められる。

- (2) 本件の 6 件の耐震関連工事に係る契約が、違法な少額随契の方法で締結されたことによって県に損害が生じており、県に契約書の第 5 2 条で規定する契約金額の 2 割相当の損害賠償請求権がある旨の請求人の主張について

ア 県に契約書の第 5 2 条の損害賠償請求権がある旨の請求の主張について

請求人は、本件の財務会計行為の結果県に損害が生じているとし、独占禁止法違反に係る事例と同様に、県に契約書の第 5 2 条に基づく損害賠償請求権がある旨主張する。

しかし、同条では、独占禁止法に基づいて公正取引委員会が受注者に対して排除命令をし、それが確定していること等を前提とする旨明記しており、本件では上記のような事実がないことから、請求人の主張には理由はないと認められる。

イ 県の損害の有無及びその額について

上記のとおり、県に契約書の第 5 2 条に基づく損害賠償請求権がある旨の請求人の主張に理由はないと認められるが、前記のとおり、監査委員は、①旧英数研究室防音工事を②旧国語研究室防音、間仕切り工事の契約と一体ではなく、別個の契約として、少額随契を締結したことについては著しく妥当性に欠けている旨、また、⑤仮設建屋建設・復旧工事及び⑥仮設便所建設・復旧工事を個々の工事として少額随契を締結したことは妥当性に欠けている旨判断しており、これらの契約の実際の契約金額が、仮に適正な手続により競争入札に付していた場合の想定契約金額を上回っている場合は、その差額相当額を県の損害として認定すべきであると考える。

そして、上記の想定契約金額については、当該工事の種類、規模、特殊性、地域の特性、入札参加者の数及び各業者の受注意欲、財政状況、契約当時の経

済情勢等の多種多様な要因により大きく影響を受けるため、想定契約金額を算定することは必ずしも容易ではないが、本件の損害の有無等の認定に当たっては、教育委員会や知事部局等で入札、契約の実務として通常行っている方法によった場合の想定契約金額を算定して、これと実際の契約金額とを比較することが適当であるとする。

監査対象部局の説明によると、本件の耐震関連工事のように、学校支援課が競争入札を行う場合で、かつ、実施設計書等を作成しない場合は、業者から参考見積を徴取し、その規格、数量、単価等を参考にして、予定価格を決定することが実務として通常の方法であることから、本件の損害の有無等について検討するために、受注者から徴取していた見積書に記載されている規格、数量、単価等を参考にして、仮に本件の6件の耐震関連工事を一体として入札を行った場合の想定予定価格を算定して、さらに、これに基づき想定最低制限価格を算定して、実際の契約金額と比較したところ、その結果損害が生じていないと説明している。

学校支援課の入札、契約事務の実務からすると、上記の方法により想定予定価格が算定され、入札では、この想定予定価格に基づき算定される想定最低制限価格を下回る札は失格となるため、想定契約金額は想定最低制限価格を下回ることではない。このことから、本件の6件の耐震関連工事の実際の契約金額の合計が仮に本件の6件の耐震関連工事を一体として入札を行った場合の想定最低制限価格を下回っていることをもって、県に損害が生じていないとする監査対象部局の説明は、不合理ではないとする。

また、実際には本件の6件の耐震関連工事について、それぞれ同一日に発注、契約した工事2件を一体として、3件の工事に分けて入札、契約することは十分可能であるが、6件の工事を一体で入札、契約することは困難であったと考えられるので、監査委員は、監査対象部局に対して、仮に①旧英数研究室防音工事と②旧国語研究室防音、間仕切り工事を一体として入札した場合及び⑤仮設建屋建設・復旧工事と⑥仮設便所建設・復旧工事を一体として入札した場合の想定最低制限価格（想定契約金額）を算定して実際の契約金額と比較するよう求め、監査対象部局から提出を受けた資料の内容を確認した。

その結果、この場合でも県の損害が生じているとは認められなかった。

＜同一日に発注した工事2件ずつを一体として入札した場合の計算＞

○①旧英数研究室防音工事及び②旧国語研究室防音、間仕切り工事を一体で入札、契

約した場合

A ①及び②の工事の実際の契約金額の合計 : 2,669,300円

B ①及び②の工事を一体発注した場合の : 2,756,600円

想定最低制限価格（想定契約金額）

$B - A = 87,300$ 円となり、実際の契約金額の合計が想定最低限価格を下回る。

○⑤仮設建屋建設・復旧工事及び⑥仮設便所建設・復旧工事を一体で入札、契約した場合

A ⑤及び⑥の工事の実際の契約金額の合計 : 4,906,000円

B ⑤及び⑥の工事を一体発注した場合の : 5,452,700円

想定最低制限金額（想定契約金額）

$B - A = 546,700$ 円となり、実際の契約金額の合計が想定最低限価格を下回る。

以上のことから、①旧英数研究室防音工事、⑤仮設建屋建設・復旧工事、⑥仮設便所建設・復旧工事を個々の契約として少額随契の方法により契約を締結したことについて、県の損害が生じているとは認められない。

2 結論

以上のとおり、①旧英数研究室防音工事の完成払いの支出、⑤仮設建屋建設・復旧工事の完成払いの支出、⑥仮設便所建設・復旧工事の完成払いの支出について、県の損害が生じているとは認められないため、知事が校長等に損害賠償請求をする理由はないと認められる。